

審査基準		確認資料	基準への適合状況（事務局にて確認）	確認区分
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	○認定申請書	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第1条に市が定める区域内（茅ヶ崎地区）を協議会の活動区域とする規定あり。	
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	○各地区の規約等をまとめたフラットファイル（以下、審議会ファイル）「別図1」 ○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図1」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	○審議会ファイル「地区別単位自治会の名称」 ○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第5条（1）に「茅ヶ崎地区に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	○審議会ファイル「地区別単位自治会の名称」 ○平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会運営委員名簿	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり19自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約 ○平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会運営委員名簿	規約第5条（2）～（4）規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会 ・包括支援センター・福祉相談室 ゆず ・ボランティアセンターちがさき ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・梅田地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・梅田学区青少年育成推進協議会 ・梅田学区子ども会連合会	
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約 ○平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会運営委員名簿	名簿に「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第5条（12）に規定あり。	
	重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。	○「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」		
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり。	
	全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。	○「全ての個人の参加に関する調書」		
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	
	民主的な運営に関する調書の内容が適切か。	○「民主的な運営に関する調書」		
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	○茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約	規約第4条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。	○認定申請書他、書類一式		